

堺市環境影響評価条例施行規則の新旧対照表

改正前			改正後		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
1 第1種分類事業			1 第1種分類事業		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 条例別表第2号に掲げる事業	ア、イ (略) ウ 軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「 <u>軌道</u> 」という。）の建設の事業 エ (略)	(略) 長さが3キロメートル以上である軌道を設けるもの (略)	(2) 条例別表第2号に掲げる事業	ア、イ (略) ウ 軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「 <u>新設軌道</u> 」という。）の建設の事業 エ (略)	(略) 長さが3キロメートル以上である軌道を設けるもの (略)
以下 (略)			以下 (略)		
別表第2（第25条関係）			別表第2（第25条関係）		
(1)~(4) (略)			(1)~(4) (略)		
(5) 条例別表第5号に掲げる事業	ア 廃棄物処理法第8条第1項若しくは第9条第1項の許可の申請、同法第9条の3第1項若しくは <u>第7項の規定による届出又は同法第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可の申請</u> イ (略)		(5) 条例別表第5号に掲げる事業	ア 廃棄物処理法第8条第1項若しくは第9条第1項の許可の申請、同法第9条の3第1項若しくは <u>第8項の規定による届出又は同法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請</u> イ (略)	
(6) 条例別表第6号に掲げる事業	下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の認可の申請		(6) 条例別表第6号に掲げる事業	下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の3第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出	
(7)~(20) (略)			(7)~(20) (略)		

(21) 条例別	ア～エ (略)
表第21号 に掲げる事 業	オ <u>下水道法第4条第1項又は第2 5条の3第1項(同条第4項にお いて準用する場合を含む。)</u> の許可 の申請
	カ～ケ (略)

以下(略)

(21) 条例別	ア～エ (略)
表第21号 に掲げる事 業	オ <u>下水道法第4条第2項(同条第 6項において準用する場合を含 む。)</u> の規定による協議、同条第4 項(同条第6項において準用す る場合を含む。)の規定による届出、 <u>同法第25条の3第2項(同条第 7項において準用する場合を含 む。)</u> の規定による協議又は同条第 5項(同条第7項において準用す る場合を含む。)の規定による届出
	カ～ケ (略)

以下(略)